

皇學館大學人文學會奨励賞規程

第1条 この奨励賞は、皇學館大學人文學會奨励賞と称し、本会学生会員の卒業論文あるいは卒業研究優秀者に対して、賞および奨励金を授与するものである。

第2条 この奨励賞の資金は、本会創設以来の会費剰余金をもってこれに充てる。

第3条 受賞者は、本学文学部神道学科・国文学科・国史学科・コミュニケーション学科、各1名、計4名を原則とする。

第4条 受賞者は、本学文学部各学科の推薦を得て、本会の委員会で決定する。

第5条 受賞者は、本会の研究例会でそのまま論文要旨を口頭発表し、さらに、その論文は本会機関紙『皇學館論叢』に掲載することを原則とする。

附 則

この規程は、平成7年2月9日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。